

尾張旭市監査公表第12号

平成28年2月29日付け尾張旭市監査公表第6号をもって公表した定例監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成28年3月31日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 牧 野 一 吉

市民生活部市民課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
1 自動車臨時運行許可番号票弁償金の調定が行われていない。当該弁償金は、会計規則第4条により事前の調定が必要である。	1 ただちに調定を行いました。今後は尾張旭市会計規則に基づき、適切に事務処理を行うよう徹底します。
2 印鑑登録証磁気カード印刷業務契約事務について、支出負担行為が行われていない。当該契約は、会計規則第35条により支出負担行為の決議が必要である。	2 尾張旭市会計規則に基づき、適切に事務処理を行うよう徹底します。